



飛驒民俗村。指定管理者を募集する施設の一つです

民間のノウハウと 活力を生かす

平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者を含む幅広い団体が、公共施設の管理業務を代行することができるようになりました。この制度が指定管理者制度で、公共施設の管理・運営に民間参入いただくことにより、市民サービスの向上や効率化を図ることを目的としています。

高山市では、これまでスポー

ツ施設や市営住宅など対象308施設のうち、286施設に指定管理者制度を導入しました。

低コストで 質の高いサービス

指定管理者による施設管理は、設置目的に沿って行われる施設の管理や、行事の計画・実行などを包括的に行うもので、清掃や警備、保守などといった一部業務の委託とは異なります。

公共サービスの担い手

指定管理者を 募集します

市では、公共施設の管理・運営を民間企業などに任せる指定管理者制度を平成18年度から導入しています。

今回は、平成21年度から管理・運営を開始する13グループ、86施設の指定管理者を募集します。

一方、指定管理者の管理経費は、提案された事業計画や収支予算書などにより、予算の範囲内で市と指定管理者の双方が協議し、協定書で定めることとなります。

コスト削減 サービス向上に成果

平成18年度の制度導入から2年。指定管理者による民間活力を生かした施設経営の結果、これまで約3億円の行政コストが削減されました。こうして生み出された貴重な財源は、新たな市民サービスの向上に活用されています。

一方、公共サービスの質の向上を図ることも指定管理者制度導入の大きな目的です。制度導入施設の中には、公共サービスの担い手として専門的な知識やノウハウを活用した事業展開を進める施設もあり、成果を挙げています。

施設の管理・運営には公正かつ適正で、利用者ニーズへの柔軟な対応とともに、質の高いサービスの提供、効率的な管理による経費の節減を図ることが求められます。

法人格は不問 指定は議会議決後

指定管理者になることができるのは、法人やNPOなどの団体で、法人格の有無は問いません。また、複数の団体がグループとして

応募することもできます。ただし、個人が応募することはできません。

応募される団体からは、申請書、事業計画書、収支予算書などを提出いただきます。提出された提案内容は、民間の有識者も加わった選考委員会で審査し、最も適当と認められる団体を候補者として選定します。

選定後は、市議会の議決を経て指定管理者として指定することになります。

問合せ先

管財課

35-3135